

「未来をつくる こどもまんなかアワード」について（概要）

1 目的

この表彰は、「こども基本法」（令和4年法律第77号）及び「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に定める「こどもまんなか社会」の基本理念の実現に向け、これらの基本理念に沿う取組を実施する、こども・若者自身（団体又は個人）及びこども・若者、子育て家族等の支援者である団体又は個人を表彰することを通じ、こうした活動に対する国民の理解を増進させるとともに、当該団体や個人の活動をより活性化させることを目的とする。

2 表彰の対象

表彰には、2つの部門を設け、それぞれの対象は次のとおりとする。

（1）未来をつむぐ「こども・若者」部門

基本理念に沿う活動に、こども・若者自身で取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった団体又は個人

（2）未来へつなぐ「応援団」部門

基本理念に沿う、こども・若者や子育て家族等を支援する活動に取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった団体又は個人

3 表彰の種類

（1）極めて顕著な功績があったと認められる者 内閣総理大臣表彰

（2）特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣表彰

4 被表彰者の決定

関係府省、都道府県、指定都市から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

5 その他

上記3の被表彰者以外の被推薦者のうち、こども・若者による社会貢献活動、こども・若者を育成支援する活動等に取り組み、広く社会に紹介することがふさわしいと認められる団体又は個人については、ホームページへの掲載等により、広く紹介するとともに、「こども・若者活動奨励章」として記念の盾等を授与する。